

## **農地転用について教えてください。**

農地に住宅を建てたり、駐車場や資材置き場など農地以外の用途に転換することを農地転用といい、一般的に工事などの資材置き場やイベントの駐車場、また砂利採取場などに利用する場合も一時転用となり、農地法の手続きが必要となります。

市街化調整区域の場合、埼玉知事の許可となりますので、毎月 10 日(同日が土日、祝日の場合は翌開庁日)までに、農業委員会へ申請をしてください。

市街化区域の場合、事前に農業委員会へ届け出が必要で、随時受付しています。

転用目的によって、様々な許可の要件がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。